

京都府の義務教育の更なる飛躍に向けて

報 告

平成18年 9 月19日

義務教育に係る政策研究会

目 次

はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
教職員の配置等の教育条件整備	・・・・・・・・	2
学校週5日制	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
総合的な学習の時間	・・・・・・・・	4
おわりに	・・・・・・・・・・・・・・・・	5

はじめに

我が国の教育は、平成8年7月の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」が出されて以来、学校・家庭・地域社会全体を通して「生きる力」をはぐくむことが必要であるとの基本的な認識の下、様々な教育改革が進められてきた。平成10年の学習指導要領の改訂に伴う「授業日数の縮減」「教育内容の厳選」「『総合的な学習の時間』の創設」、また、平成14年4月の学校週5日制の完全実施など、子どもの「生きる力」をはぐくむため、子どもたちをはじめ社会全体に「ゆとり」をもたせる方向で、改革は進められた。

しかし、その後、授業時数の減少や国際学力調査の結果等に伴う学力低下への懸念、土・日曜日の子どもたちの過ごし方などに対する不安など、様々な議論が沸き起こってきた。また、地方分権を推進する動きも加速し、地方や学校の主体性、創意工夫などにより、教育の質を高めることが強く求められるようになってきた。

こうした流れを受けて、国においては義務教育の在り方について審議を行うため、平成17年2月、中央教育審議会に義務教育特別部会を設置し、そこでの集中的な審議を経て、同年10月に答申「新しい義務教育を創造する」が取りまとめられたところである。今後、この答申に基づき、義務教育の構造改革が進められることとなっている。

このような中で、平成17年9月、本政策研究会は、国の基本方針が出されるのを待つことなく、将来を見据えた京都府の義務教育の在り方について、主体的に検討を進めることが必要なことから、府教育委員会の要請により設置された。

そして、多くの議論を呼んでいる今日的な教育課題の中から、一つには、市町村、学校の裁量・自由度を高める分権改革と関連して、「教職員の配置等の教育条件整備」について、二つには、学校週5日制の下で、学校・家庭・地域社会の協力・共同の取組の強化と関連して、「土曜日等の有効活用」について、そして、三つには、総合的な学習の時間の重要性を踏まえた改善や支援策の充実と関連して、「総合的な学習の時間の在り方」について、テーマを絞る形で議論を積み重ね、その結果をここに取りまとめたところである。

本報告をもとに、子どもたちが夢や希望を持って世界にはばたけるよう、府教育委員会は市町村教育委員会と連携して、京都府の義務教育改革を一層推進し、京都ならではの教育の確立に向け、引き続き全力で取り組んでいただくことを期待するものである。

教職員の配置等の教育条件整備

学校の課題に応じて学級編制を弾力化することは望ましいが、学校によって1学級を編制する人数に差が生じることについて、住民に十分説明し、理解を求める必要がある。

市町村ごとに算定した標準法に基づく定数配当や人事権の委譲については、市町村間で様々な差が生じるおそれがあるため、府が一定の責任を持つことが望ましい。

学級編制の弾力化について

市町村が機械的に編制基準を定めるのではなく、学校がその課題に応じて弾力的に学級編制を行えるようにすることは大変有意義であることから、必要な教員数を配当するための財源を確保することが必要である。

こうした中で弾力化を進めるためには、広域で一定水準を保つ必要がある。一方、学校によって1学級を編制する人数に差が生じることについて、住民に十分説明し、理解を求める必要がある。

教職員定数の算定について

市町村ごとに算定した標準法に基づく定数配当を行う場合、市町村によっては、特色ある学校づくりを進めるための必要な教員数が確保できないという事態も予想される。このようなことから、府がバランスを保ちながら各市町村に配当するという現状の形態を継続しながら、より柔軟に対応していくことが望ましい。

教職員の人事権について

人事権を市町村に委譲することは、市町村の規模によっては、広域的な調整を図り、教職員に多様な経験を積ませる機会が無くなるなど、不都合を生じることも予測されることから、府が取りまとめの主体として一定の責任を持つことが望ましい。

学 校 週 5 日 制

学校週5日制の下で、子どもや保護者のニーズを踏まえながら、子どもたちの興味・関心に応じた学習活動や体験活動の機会を提供し、その充実を図ることが必要である。

様々な取組の推進に当たっては、生きる力の育成をねらいとし、その中で学力向上の観点を明確に位置付けることが重要である。

学校週5日制について

学校週5日制の中で、5日間を軸にしながらも残りの2日を加え、1週間トータルで子どもを育てていくという視点が必要である。そのためには学校・家庭・地域社会が互いに連携し、役割分担しながら、協力・共同の取組を進めていくことが大切である。

土曜日等においては、これまで自然とのふれあいや地域性等を考慮した様々な体験活動が進められてきたが、それらは子どもたちに生きる力を身に付けさせる上で有効な取組である。その実績を踏まえた上で、学校教育と社会教育が連携し、土曜日等の更なる活用方策を考えることが大切である。

土曜日等の有効活用について

教科の学力を支えているのは、様々な体験や経験の世界であり、その裾野の部分を充実させていく視点で土曜日等の過ごし方を考えていく必要がある。

過ごし方のメニューとしては、例えば、「教科等の学習活動」「スポーツ体験活動」「文化体験活動」などの学習活動や体験活動が求められている。

土曜日等の活用に関しては様々な人的、物的資源を活用しながら、学力向上につながる仕組みを考えるべきである。

退職教員の活用を視野に入れるとともに、高校生など若い世代が子どもたちに関わることも重要である。

参加意欲が乏しい子どもの目を様々な活動にどのように向けさせるか、さらには自主性や土曜日等の積極的な活用意識をどう引き出すかが課題である。

子どもたちが自由な発想で、自分たちのやりたい活動を選択できるシステムを整えるとともに、それをサポートする体制が必要である。

障害のある子どもが地域の中でともに参加でき、そこで友だちづくりができるような観点が必要である。

総合的な学習の時間

「総合的な学習の時間」を進めるに当たって、教員のカリキュラム開発能力の向上を目指すとともに、基礎的・基本的な内容を重視し、各教科との相互関連を図り、地域を学習のキャンパスにする等が大切である。そのため、京都府版ガイドラインを作成し、学校への支援を強化する必要がある。

「総合的な学習の時間」と教科指導との関連について

「総合的な学習の時間」のねらいを達成させるためには、一人一人の子どもに基礎的な学力を十分身に付けさせる必要がある。繰り返し学習など、適宜練習の機会を設けて、基礎的な学力の充実を図ることがこの学習のベースとして大切である。

「総合的な学習の時間」で付ける力、教科学習の中で付ける力、それらを明確にした上で、どう関連付けていくかを考える必要がある。

「総合的な学習の時間」に係る学習成果の評価が不十分である。「総合的な学習の時間」による指導によってどのような力が伸びたのか、併せて、教科の学力がどれだけ向上したのか、という検証が必要である。

「総合的な学習の時間」における体験的な活動の在り方について

子どもたちに幅の広い学力を身に付けさせるため、地域社会と結び付き、しっかりとしたプランをもって実践する必要がある。

地域社会から得られる学習素材・人材をもとにし、その学びを深めることが、生き方を考える上で大切なことである。

体験的な活動の在り方について、キャリア教育との関連も含めて整理する必要がある。

京都府が目指す「総合的な学習の時間」の指針について

子どもの発達段階に応じた弾力的な対応が必要である。

体験的な活動の実践と基礎的な知識や技能の育成を通して、「総合的な学習の時間」のねらいを達成することが必要である。

教科との関連を明確にした指針やガイドラインが必要である。

具体的な指導計画例や実践事例を示す必要がある。

教員のカリキュラム開発能力のレベルアップのため、ヒントになるものが必要である。

「総合的な学習の時間」を進めるに当たり、校内にコーディネーターを位置付けるとともに、研修会を実施するなどして、その養成に努める必要がある。

おわりに

昨年10月に出された中央教育審議会答申「新しい義務教育を創造する」では、改めて、義務教育の目的は、一人一人の国民の人格形成と、国家・社会の形成者の育成の2点であることが規定され、その目的を達成するため、学校では、子どもたちに「確かな学力」として基礎的な知識・技能と思考力、創造力などをはぐくむとともに、「豊かな心」、「健やかな体」を培い、これらをバランスよく育成することが必要であると述べられた。

しかし、急激な時代や社会の変化の中で、学力低下への懸念、学ぶ意欲や生活習慣の未確立、後を絶たない問題行動など義務教育を取り巻く状況には深刻なものがあり、早急な義務教育の改革が求められている。

このような中で、本政策研究会では、昨年9月から約1年にわたり、京都府の義務教育の在り方について議論を重ねてきた。各委員がそれぞれの立場から、京都府の義務教育改革を一層推進する方向で、積極的な意見交換を行い、多くの課題があるものの、少なくとも喫緊の教育課題として取りあげた先の3つのテーマについては、基本的な方向性が打ち出せたものであると確信している。

その他にも、議論の中で、京都ならではの学校運営制度の創造など、地域に開かれ、信頼される学校づくりのための評価制度の一層の推進や、義務教育9年間を見通した小学校・中学校の連携の在り方等、様々な課題が出され、それらについても、今後検討が必要であると考えます。

京都府教育委員会におかれては、子どもたちに「生きる力」を確実に身に付けさせるため、市町村教育委員会と連携して、学校・家庭・地域社会の協力体制の下、生き生きと活気ある学習活動や体験活動の展開が図られるなど、京都府における義務教育の更なる飛躍に向けて、今後も全力で努力されることを強く願うものである。

義務教育に係る政策研究会 委員名簿

氏 名	役 職 等
植 村 みさ代	府 P T A 協議会幹事 (福知山市立庵我小学校 P T A)
黒 崎 良 吉	府市町村教育委員会連合会副会長 (大山崎町教育委員会教育長)
(座長) 小 寺 正 一	京都教育大学名誉教授
笹 井 昭	府中学校長会会長 (宇治市立木幡中学校長) 委嘱期間 ~ 18.3.31
下 田 敏 晴	府中学校長会会長 (亀岡市立大成中学校長) 委嘱期間 18.4.1~
高 見 茂	京都大学大学院教育学研究科教授
竹 田 隆 司	府 P T A 協議会会長 (宇治市立東宇治中学校 P T A)
樋 口 雅 男	府小学校校長会会長 (精華町立精北小学校長)
山 口 満	びわこ成蹊スポーツ大学教授 筑波大学名誉教授
山 本 千世子	府立城陽養護学校長
横 山 光 彦	府市町村教育委員会連合会副会長 (宮津市教育委員会教育長)

(設置期間 : 17.9.20 ~ 19.3.31) 役職等は委嘱期間中のもの

五十音順 敬称略